

五月三日 支那事變一周年記念式

平市公報

第十六號

昭和十四年七月十五日

支那事變一周年記念式

支那事變勃發二周年ニ當リ現下國際情勢ノ變移ト興亞大業ノ意義トナ更ニ深ク認識シ學國一致體制ノ下ニ愈々國民精神ヲ總動員シ國家總力ノ増強ヲ圖リ以テ帝國所期ノ目的貫徹ノ爲ニ力ニ盡スルヲ強調セラル、ニ當リ本市ニ於テハ七月七日午前九時市内各種團體ヲ始メ市民千有餘公會堂ニ參集嚴カナル記念式ヲ舉行シ次テ午前十時ヨリ縣社子歛倉神社、縣社飯野八幡神社ニテ祈願祭ヲ執行、更ニ市及團體代表ハ戰歿將士ノ墓參並ニ出征兵遺家族ノ慰問ヲナシ青年團ハ愛國行進ヲ舉行セリ

尙當日各戸一齊ニ國旗ヲ掲揚黎明ニ起床一家揃ツテ皇太神宮ヲ奉拜シ皇室ノ御安泰ヲ祈リ奉ルト共ニ國威ノ伸張ヲ祈念シ又正午ニハサイレン鐘等ヲ合圖トシ全市民其ノ在所ニ於テ戰歿將兵ノ英靈ヲ追悼シ出征將兵ノ武運長久ヲ祈願スル等全市ヲ擧ゲテ嚴肅裡ニ意義深キ記念日ヲ送リタリ當日ノ式次第次ノ如シ

- 一、開 式
- 二、國歌 齊唱
- 三、宮城 遙拜
- 四、戰歿將士ノ慰靈並皇軍將士ノ武運長久ノ默禱
- 五、支那事變一周年ニ當リ下賜セラレタル勅語捧讀
- 六、誓 詞

- 七、國民精神總動員新展開ノ基本方針並ニ市ノ生活實踐要項
- 八、萬歲 奉唱
- 九、閉 式

支那事變一周年ニ當リ我等臣民ハ、日常ヲ戰場ト心得大御稜威ノ下、興亞ノ大業成就ニ邁進シ以テ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ誓フ

國民精神總動員新展開の基本方針

一、支那事變は今や東亞の新秩序建設に展開しつつある。而かも國際間の情勢は世界を舉げて前途寔に容易ならざるものがある。國民の一大覺悟を要すること實に此の秋に於けるが如はない。茲に事變の勃發するや國民夙に盡忠報國の誠を効し克く學國一致の戰時態勢を確立し來つたが、更に今後の重大なる新局面に即應するには國民精神總動員を一層強化し物心一如の實踐運動に推し進めねばならぬ。今や我國の急務は肇國の大理想に鑑み興亞の聖業を達成し、世界的國際難局の前途を打開するが爲全國民の傳統的精神力を結束して國家總力の飛躍的増強を圖るの一事にある。茲に全國民は一大覺醒の下に其の決意を新たに打つて一丸となり所期の目的貫徹に邁進すべきである。

二、綱 領

一、肇國の大理想を顯揚し東亞新秩序の建設を期す

- 二、大に國民精神を昂揚し國家總力の充實發揮を期す
- 三、一億一心各々其の業務に精勵し奉公の誠を効さむことを期す

三、實施要項

- 一、時局の真相を明にしてその世界的重大性の認識を深め、皇國臣民として精神的團結を一層強固にし、新東亞建設の擔當者たるべき横溢せる精神力と卓絶せる國民道德との振起涵養を圖ること
- 二、生産力擴充並に物資動員物價調整等の經濟國策への積極的協力に努め、特に物資の活用、消費の節約、貯蓄の實行、勤勞の増進、体力の向上に主力を注ぎ業務並に生活の間に於て刷新を圖ること
- 三、事變の進展に伴ひ益々銑後授の實を擧ぐることに努むること

非常時家庭生活實踐項目

◎物 資 節 約

- 一、毎月七日を一汁一菜禁酒禁煙日と定め實行すること
- 二、食物の合理化を圖り保健に留意し體位向上に努むること
- 三、徒歩主義を勵行すること
- 四、統制物資は勿論生活用品は新調を見合せ在來の物にて間に合すこと
例、綿製品、麻製品、毛製品、金屬製品、皮革製品、ゴム製品
- 五、紙の節約に努むること
- 六、石炭、木炭、其の他燃料の節約に努むること
- 七、電力、電燈の節約に努むること
- 八、廢品、屑物等は死藏することなく賣拂ふこと
- 九、儀式以外は夏足袋、夏羽織を着用せぬこと
- 一〇、買占、買溜をなさぬこと
- 一一、貯蓄を勵行すること
- 一二、國債及貯蓄債券の購入に努むること
- 一三、金の献納又は賣却に努むること

◎交 際 儀 禮

- 一、冠婚、葬祭費の節約を斷行し贈品其の他一般生活の刷新緊縮を行ふこと
- 二、服装は簡素を旨とし吉凶其の他儀禮の場合平常服にても差支なき事
- 三、訪問にはなるべく土産物を持参せぬこと
- 四、御見舞、御祝はなるべくお金にて差上ること
- 五、形式的なる一般の年賀狀、暑中見舞其の他挨拶狀を廢すること

反 英 市 民 大 會

天津租界問題に關する對英東京會談を前にし平市各種團體協議主催の下に十二日午後七時より公會堂に於て反英市民大會を左記順序に依り開催し藤田聯合分會長開會の辭、宮城遙拜、默禱、有志川崎氏の演説、次に萩原氏座長席に就き別記決議宣言をなし決議文は直に關係方面に打電せり、次で世界館主厚意に依る事變ニュース映畫の後最近交戰地區を視察歸朝の海軍少將植松鍊磨氏を迎へ『天津租界問題に就て』なる題下に天津の封鎖實況其の他有益なる講演は聴衆に一層認識を深からしめ大に感動を與へたり、市長の萬歳三唱にて午後十時半盛會裡に終了た會集約二千餘人にして頗る盛況を呈せり

大 會 順 序

- 一、開會ノ辭
- 二、宮城遙拜
- 三、默 禱
- 四、有志演説
- 五、決 議
- 六、宣 言

- 七、映 畫
- 八、講 演
- 九、萬 歲 三 唱
- 十、閉 會

天津租界問題ニ關スル對英東京會談ハ國民ノ總意ニ鑑ミ斷乎援蔣態度ヲ粉碎シ以テ永遠ノ禍根ヲ絶滅スヘシ

右決議ス
 昭和十四年七月十二日
 福島縣平市反英市民大會

聖戰茲ニ三年今ヤ東亞新秩序建設ニ國民總力ヲ致スノトキ吾等市民ハ益々協力一致銃後施設ニ萬全ヲ期スルト共ニ廣ク列國ノ動向戰局ノ推移ヲ注視シ以テ支那事變ノ目的達成ニ邁進セムトス、此ノ秋ニ際リ天津租界問題ニ關シ東京會談ヲ開カレムトス、吾等ハ彼ノ援蔣態度ヲ爆碎シ聖業ノ完成ヲ期ス

右宣言ス
 昭和十四年七月十二日
 福島縣平市反英市民大會

貯蓄強調協議會

政府に於ては六月十五日より二十一日迄一週間に亘つて『百億貯蓄強調週間』を實施せられたが之は我國現下の財政状態に在りて貯蓄の一大増加が極めて緊要であることを國民全般に徹底せしめ以て貯蓄報國の念を更に高調し此の機會に一層貯蓄の實行に邁進し所期の目的を達成せんが爲である、本市に於ては縣の通牒に依り本趣旨を徹底せん爲め六月十九日午後一時より公會堂に於て貯蓄強調協議會を開催したり

縣よりは經濟更生課三森屬臨席、市よりは市長各課長、主任、係員、各官衙、學校、會社、各區長、各婦人團員其の他出席、市長開會の辭に次て三森屬より事變下に於ける我國財政の現状並に縣及各地の實情より大に貯蓄報國の必要を力説せられ後協議會に入り市長座長席に就き會同者の意見發表を求め更に協議を進め運動方法に就き協議を遂げ之が實行を誓つて夕刻散會したり、當日市長挨拶要旨及運動方法等左の如し

市長 挨拶 要 旨

支那事變勃發以來茲に二周年を迎へむとし未曾有の戰果を收め國威を中外に宣揚し得たるは一に 天皇陛下の御稜威の然らしむるは勿論なるも又第一線將兵各位の奮戰力闘と銃後國民の一致協力國難打開に邁進せられたる賜でありまして衷心感謝感激に堪へない所であります。而して事變は東亞新秩序建設の新たな段階に入り、皇國の大使命たる八紘一宇の大理想達成には前途尙長期に亘り幾多の難關に遭遇するものと覺悟せねばなりません、即將來益舉國一致、堅忍持久の精神を以て物心の總動員により所期の目的を貫徹せねばならぬのであります。

戰費の負担に、生産の擴充に一層の努力を致し政府の要望に副ふことが我々銃後國民に課せられたる使命であると信じます。而して本年度政府に於ては國債消化資金六十億圓、日滿支を通ずる生産擴充資金少くも四十億圓を要する見込でありますので之に對應する國民貯蓄額は百億圓に其の目標を定められたのであります、之の巨額なる國民貯蓄如何は事變下に於ける我國財政經濟政策の成否の岐かるゝ重大懸案でありましてこの爲に國民貯蓄獎勵の一大運動を起し全國一齊に六月十五日より二十一日に至る一週間を國民精神總動員貯蓄強調週間として設定し之を強調せらるゝこととなり本縣に於ても政府の方針を体し去る十二日國民精神總動員實行委員會を開き之が對策を定め本運動の實績を擧げんことを期し茲に縣官の出張を見まして第二回の會合を催した次第であります、本市に於ても國策に順應

し、本市一体となり其の目的達成の爲め之が實行方法を協議致したいと存じます。何卒本運動の趣旨を諒せられ之が普及徹底と其の實績を擧ぐる様御配慮を御願ひ致します。

國民貯蓄獎勵運動方法

- 一、本市に於て實施するもの
1、講演會の開催並に部落町會其の他の機會を利用して趣旨の普及徹底を圖ること
2、町内會又は部落毎に貯蓄組合の設置強化を勸奨すること
3、市役所吏員貯蓄組合の貯蓄額の増加を圖ること
4、宣傳ポスター掲出及資料の頒布をなすこと
- 二、各官廳に於て實施するもの
1、各官廳は其の系統に屬する諸團體等に對し趣旨の普及徹底を圖る事
2、各官廳毎の貯蓄組合の貯蓄額を増加すること
- 三、各學校、各種團體に於て實施するもの
1、生徒兒童、青年團、婦人會員等に對し國民貯蓄精神の普及涵養に努むると共に之が實績向上を圖ること
2、學校職員、青年團、婦人會は本趣旨に基き貯蓄組合を組織するの外強制に涉らざる程度に於て生徒兒童をして貯金を爲さしむること
3、地方の貯蓄組合設置に協力すること
- 四、銀行、會社、工場等に於て實施するもの
1、社員(行員)又は従業員に對し趣旨の普及徹底を圖ること
2、社員又は従業員は貯蓄組合の増額貯蓄を獎勵すること
3、其の他
- 五、各種組合に於て實施するもの
1、産業組合、商業組合、工業組合其の他申合せ同業組合は各組合員に對し趣旨の普及徹底を圖ること

六、一般的に實施するもの

- 1、貯蓄の實行は畢竟國民の時局認識に懸るを以て事變長期化に伴ひ更に認識を深くし一段と緊張すること
- 2、貯蓄は國家の爲我身の爲なることを自覺し一層自發的に貯蓄するの氣風を作興すること
- 3、物資節約と生活の刷新とは貯蓄増額を圖る爲缺くべからざる要件なるを以て從來町内會部落會等に於て申合を爲したる事項を検討強化し今次の大貯蓄に對應せしむること、此が爲には一層婦人の自覺活動に俟つこと
- 4、金回收運動の實効を擧ぐるに協力すると共に資源の愛護廢品不朽品の供出運動を一層強化徹底し以て貯蓄増加に資すること
- 5、股賑産業方面にありては特に力を注ぎ高率貯蓄の實行を期すること尙之等従業員は特に浪費を防止し環境整備教養餘暇善用等に付適當なる施設をなすこと
- 6、各種金融機關は此の際夫々目標額を定め之に依り一層積極的に國民貯蓄方法に付便宜を供與する方策を講じ組合數組合員數並に貯蓄額の増加擴充を圖ること
- 7、預金、貯金、信託、無盡、保險、年金等各種貯蓄増加の方法に付工夫を凝すと共に國債貯蓄債券其の他確實なる有價證券の購入に依り貯蓄の増加を計ること

戸數割と其の沿革

市町村財政に弾力性を與へる重要な役割を有つものは何と云ふても戸數割である、此の戸數割が明年の税制整理に於て全廢となるか或は一部を存置

するか政府に於て問題となつて居る様であるが、之は中央地方を通ずる租
税体系の根本的大改正に伴ひ國稅の増收の如何により決定することと思ふ
ともあれ、全廢はしないとしても何等かの變革があると云ふことは想像に
難くない。

此の戸數割と云ふ税は一体どんな税質を有するか又どんな沿革を持つて居
るかに付今回前分の戸數割徵收令書を發布する機會に於て些茲に説明を
試みたいと思ふ。

戸數割は其の創設の當初から今日に至る迄終始一貫財政調節の役割を勤め
税外收入と戸數割以外の稅收入を歳出總額から控除した不足額が此の戸數
割に依つて處辨せられ而て戸數割は歳入の多寡と戸數割以外の歳入の増減
に依つて其の賦課額に變動を生ずるから税の種類としては全く補完税の性
質に屬するものである、故に其の賦課方法の如きも地租又は物件税の如く
財産の所有其のものを課税の目的とするもの又は營業税の如く或る營利行
爲を課税の目的とするもの如く、納税者の一方面を捉へて課税するもの
でなく納税者の所得の全部であつて之も所得税の如く一部の所得を除外す
ることなく總ての所得を捉へ尙之れに財産所有の状況及其他納税者の担
税力を測定し得ると認めらるゝ資産の状況を課税標準とするもので納税者
のあらゆる方面から觀察して得たる總擔税力を標準とするものであつて即
ち戸數割の課税標準は納税者の資力であることは大正十五年法律第二十四
號第二十四條に明示されて居る通で、又其の資力算定の標準となるものは
納税者の所得並に資産の状況であることは同法第二十五條に規定されて居
るのである、故に納税者の所得及資産の状況は資力算定の標準ではあるが
戸數割賦課の直接の標準ではない。

戸數割は公共團體が其の一般的經費を支辨する爲に團體内の住民又は三ヶ
月以上滞在して一戸を構ふる者及一戸を構へずと雖之と擔税力の同一状況
にあると認めらるゝ所謂獨立生計者の全部に對して其の擔税力に應じて賦

課する租税であつて特殊の利益を受くる者に其の利益に應じて賦課する應
益負擔に屬するものでなく住民及準住民の全体が其の團體より受くる處の
利益の大小に不拘其の各この負擔力に應じて納付する税で所謂應能負擔に
屬するものである、戸數割制定當時に於ては貧富の別なく各戸平均額を以
て負擔して居つた地方も尠くなかつたと謂はれて居るが然し其の當時に於
ても政府の方針は、やはり貧富その程度に應じて納税額に等差を附すべき
ものとして居たことは疑ひない、爾來半世紀の長年月を経過しその間國民
經濟の發展、地方公共團體の歳入の膨脹、租税原理の進歩等は勢ひ戸數割
の應能負擔たる性質を助長せしめたものと思はれる、而て戸數割の納税者
は或る階級の所得者とか又は或る種の財産所有者とかに限られたものでは
いから其の課税方法は特殊の限られたる課税物件を通じて測定することは
出來ないのである、言ひ換へれば其の人の總擔税能力即ち總てを網羅した
る負擔力が課税標準であるので資力と云ふのは此の總擔税能力を指して居
るものであつて仮例其の資力算定の内容に時々變動があつても課税標準た
る資力其のものに付ての精神は變らないのであると信ずる。

次に戸數割の資力算定標準たる所得及資産の状況であるが、之れが説明を
爲す前に先づ其の沿革を尋ねて見やうと思ふ。

戸數割の名稱が税制上に現れたのは明治十一年大政官布告第十九號に依り
發布せられたのが抑の始であつて府縣稅戶數割規則がそれである、此の府
縣稅戶數割と内容を同ふするものは右布告以前から實施せられて居つて此
の府縣稅戶數割は大正十年の税制整理に際し所謂見立割を廢して所得及住
家坪數並に資産の状況斟酌といふ三つの方法に依る資力算定方法を採用す
ることとなり更に大正十五年の税制整理に方つて此の府縣稅戶數割を廢し
市町村特別税が創設せられたのである、前述の如く府縣稅戶數割は餘程永
い間實施せられて居つたのであつて、此の古い歴史を有する府縣稅戶數割
が廢止されて、なせ市町村特別となつたかと云ふと、市町村の如きさまい

地域に實施すれば適當な税であるが府縣の様な廣い地域では負擔の衡平を期し得ない、何んとなれば、これは府縣税であつても府縣自らが賦課するのでなく府縣は之を各市町村へ配當し市町村に於て課税標準を調査し賦課する爲め府縣が各市町村に配當する場合市町村間の負擔額に不公平を來し従て同一府縣内の納税者でありながら市町村を異にするが爲負擔の厚薄を生ずると云ふ弊害があり、要するに適當な配布標準を見出すことが不可能であると云ふことに歸着するのであつた。以上の意味で大正十五年の税制整理に際して府縣税戸數割は之を廢止することとなり市町村税として現在まで實施して來たのである、そこで戸數割はその課税主体は變つたのであるが家屋税との關係上一部分變更せられた丈で戸數割其のものゝ内容に付ては何等變化がなく従前の府縣税戸數割規則は市町村特別税戸數に關する規定に於て殆んど踏襲せられたのである、唯資力算定の標準たる住家坪數割は此時廢止となり所得及資産の狀況のみを資力算定の標準としたのである而又右資力算定標準の一たる所得に關しては問題はなかつたが、問題となるのは資産の狀況に依る算出方法に付である大正十年の税制改正以前は見立割の方法に依つて居つたのであつたが其の見立割なるものは、全然算定の標準を定めず、直ちに各納税者の負擔額を定めて居たものもある之は課税標準たる資力を求めて之に税率を乗ずるの方法に依らず決定せられたる税額を納むる擔税力が其の者の資力なりとせられたのであつた、然し其の多く採用せられて居つた税額決定方法は納税者を等級に分類し各其の等級毎の税額を一定して居たのであつて、納税者間の均衡を標準としたもので又他の方法は一定の標準を設けて資力を算定し其の標準に採用せられて居たものは現今規定其儘であつたのであつて何れも之に依つて其の資力を補足せんとして居たことは一樣であつたのである、府縣税戸數割規則に於て納税者の資産の狀況を斟酌して資力を定むることを得ると云ふことは此の趣旨を示したものと解せられて居つたのであるが大正十五年の税制改正

には此の「斟酌」と云ふ字句を除いて單に「資産の狀況に依り」と改められたが然らば資産の狀況とは如何なる意味を有するかには法令を以ては積極的に説明して居ないが之に依る算定が大體貧富の狀況適合し貧富轉倒せぬ様になつて居ればよいのであるが此の趣旨に適合すれば理論上従前の見立割式に賦課することも差支ないわけであると思ふ。しかし之では立證が出来ないから、土地住家屋、有價證券と云ふ如き財産の所有狀況其のものゝ價格等要するに各人の資産の狀況を代表すると認めらるゝ具體的標準に依つて之を算定することが適切であるとして居たのであつて此の解釋は行政裁判所の判決にも現はれて居るのである、故に資産の狀況に依り資する方法とし力を算定しては各市町村が其の市町村に適合する様市町村會の決議に俟つて定むるのが相當であつて本市に於ては己に市會の議に付し定めた次第である。

警防團旗樹立式

縣下各市町村警防團ニ對スル團旗授與式ハ七月十日福島市ニ於テ舉行、平警防團ヨリハ鈴木副團長出福團旗並ニ令旨ヲ授與セラレ十一月午後二時五十分着列車ニテ歸平、驛頭ニハ團員全員其ノ他關係者出迎ヘ團旗ヲ先頭ニ市内ヲ行進縣社子歛倉神社ニ於テ嚴肅ナル樹立式ヲ執行、令旨捧讀、宣誓ノ後舊平商業學校々庭ニ規律訓練ヲ行ヒ柴田署長ノ檢閲訓示講評アリテ午後五時終了セリ

部落協議費調

昭和十三年度ニ於ケル市内部落協議費(區費)ハ金一九、八九三圓(前年度一、九一〇五圓)ニシテ收支内譯左ノ如ク協議支出戸數五、九二一戸一戸平均三圓三九錢ニ當レリ

| 收 入 | | 支 出 | |
|-----|---------|-----|--------|
| 區費 | 一七、一五二圓 | 土木費 | 一、四二八 |
| 寄附金 | 八九五 | 衛生費 | 二、六一八 |
| 補助金 | 三〇六 | 警備費 | 二、八六二 |
| 雑收入 | 二二八 | 神社費 | 三、一〇一 |
| 合計 | 一九、八九三 | 寺院費 | 二〇六 |
| | | 繰越金 | 三四〇 |
| | | 合計 | 一九、八九三 |
| | | 勸業費 | 一五七 |
| | | 事務費 | 八六四 |
| | | 會議費 | 五六六 |
| | | 水利費 | 五〇二 |
| | | 街燈費 | 二、二八六 |
| | | 其ノ他 | 四、九六三 |

平市生産總覽

縣統計報告規程ニ依リ調査報告シタル昭和十三年ニ於ケル本市生産ハ總價額ハ七百貳拾參萬四千七百五拾六圓(前年五〇四四、五九九圓)ニシテ内譯左ノ如シ、

| | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 農 産 | 四一六、二〇九圓 | 一戸當 | 一、二二一、八七 |
| 工 産 | 六六六、六〇四圓 | 一人當 | 二二七、二四 |
| 畜 産 | 七八、六一二圓 | | |
| 水 産 | 六〇、六八〇圓 | | |
| 林 産 | 一一、六五一圓 | | |
| 合計 | 七三三四、七五六圓 | | |

商店員一夜講習會

一、會 場 關加井嶽常福寺
 二、會 期 自七月二十三日 至同二十七日 十日間
 自八月三日 至同 七日

平市公報 第十六號 昭和十四年七月十五日 (毎月一回十五日發行)

- 人員 一日の定員を五十名とし十人を以て一班、五班に編成す
 - 集合及解散 毎日午後三時會場に集合翌朝午前九時解散す
 - 時間割
 - 入所式 自午後四時 至午後四時四十分
 - 講 演 自午後四時四十分 至午後五時四十分
 - 夕 食 自午後六時 至午後六時三十分
 - 講 演 自午後七時 至午後九時
 - 入 浴 自午後九時 至午後十時
 - 就 寢
 - 起 床 午前四時三十分
 - 体 操 自午前五時 至午前五時三十分
 - 境内清掃 自午前五時三十分 至午前六時
 - 朝 食 自午前六時三十分 至午前七時
 - 休 憩
 - 講 演 自午前七時三十分 至午前八時三十分
 - 退 所式 自午前八時四十分 至午前九時
- 六、携帶品 (一)各自持參すべきもの
 米一升、胡瓜一本、玉葱二ヶ、馬鈴薯大四ヶ、茄子二ヶ、金貳拾錢
 (二)一班の持參すべきもの
 玉茶一ヶ、人参二百匁、茨隠元豆三百匁
- 七、注意事項
 1、申込は七月十九日までとし各商店主は出席人名簿(年令記入)を市役所産業課に提出のこと
 2、同一商店の店員は同一日の出席を避け毎日又は隔日に編成し七月二十二日までに出席日及班別を通知す
 3、各班には班長を置き本部にて指名す、班長は指揮を受

け其の班を統卒し班として用意すべきものを取纏め準備拂
行せしむるものとす

農繁期託兒狀況

昭和十四年農繁期託兒所ハ市内九品寺及舊平窪區域内ニ三ヶ所ノ託兒所ヲ
開設シ各係員熱心之ニ當リ良好ナル成績ヲ擧ケタリ、狀況左ノ如シ

| 託兒所名 | 期間 | 日數 | 實人員 | 延人員 |
|--------|----------------|----|-----|-------|
| 九品寺託兒所 | 自六、一八 至六、二九 | 一二 | 一一六 | 一、三九七 |
| 平窪保育所 | 自六、一六 至六、二五 | 一〇 | 四二九 | 三、〇五三 |
| 計 | | 二二 | 五四五 | 四、四五〇 |

平窪保育所ハ本所、中鹽、上平窪分所トス

神社例祭

| | |
|-------|-------------|
| 七月十二日 | 小社大年神社例祭 |
| 〃 | 〃 八重垣神社例祭 |
| 〃 | 〃 天照皇大神宮例祭 |
| 十三日 | 村社八坂神社例祭 |
| 〃 | 〃 小社別雷神社例祭 |
| 〃 | 〃 小社大止崎神社例祭 |
| 十五日 | 〃 北野神社例祭 |

叙勳

從五位勳五等 青沼鋒太郎

褒賞傳達

平市公會堂建築資金寄附者三井榮一氏ニ對シ褒賞條例ニ依リ紺綬褒章下賜
セラレタルヲ以テ六月十日之ヲ本人ニ傳達シタリ、褒章記左ノ如シ
大日本帝國褒章之記

昭和十二年十一月福島縣平市公會堂建築資金トシテ金壹萬圓寄附ス
依テ大正七年九月十九日勅定ノ紺綬章ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰セラル
昭和十四年四月二十一日

賞勳局總裁 從三位勳一等 下 條 康 磨
賞勳局書記官正五位勳四等 宇都宮 孝平

六月中文書收受發送數

| 財工社戸兵產學庶 | 計 | 收 | 受 | 發 | 送 | 計 |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 務務會籍事業務務 | | 一一七 | 一一七 | 二〇一 | 二〇一 | 四一八 |
| | | 二一九 | 二一九 | 三五八 | 三五八 | 六四九 |
| | | 三八九 | 三八九 | 三九四 | 三九四 | 七八三 |
| | | 二〇八 | 二〇八 | 二三一 | 二三一 | 四三九 |
| | | 三二九 | 三二九 | 三一 | 三一 | 六四〇 |
| | | 一七〇 | 一七〇 | 一七九 | 一七九 | 三四九 |
| | | 七五 | 七五 | 七一 | 七一 | 一四六 |
| | | 三〇七 | 三〇七 | 二二二 | 二二二 | 五一九 |
| | | 九八六 | 九八六 | 九五七 | 九五七 | 九四三 |

六月中戸籍寄留件數

| | | | | | | |
|-------|-----|----|-----|---|---|-----|
| 出生 | 四四 | 二八 | 七二 | 證 | 閱 | 二二 |
| 死亡 | 二八 | 一五 | 四三 | 計 | 明 | 一六 |
| 婚姻 | 二六 | 一 | 二七 | 住 | 所 | 二九 |
| 離婚 | 二 | 一 | 二 | 寄 | 寄 | 八一 |
| 其他 | 三六 | 三 | 三九 | 計 | 留 | 五〇 |
| 計 | 一三六 | 四七 | 一八三 | 出 | 留 | 一三一 |
| 戶籍謄抄本 | | | 二六〇 | 計 | 本 | 一五 |
| | | | | 閱 | 覽 | 一九 |

六月中公會堂使用狀況

| | |
|--------|---------|
| 一、使用回数 | 一六回 |
| 內有 | 九回 |
| 無料 | 二回 |
| 市役所使用 | 五回 |
| 料 | 金 八四、二五 |

夏季執務時間延長

七月二十一日より八月三十一日迄ハ時局ニ鑑ミ左記ノ通り執務スルコト、ナリ其旨各區長ニ通牒セリ

自七月二十一日至八月三十一日午前八時ヨリ午後四時迄
但土曜日ハ正午迄トス

辭令

六月二十三日
雇ヲ命ス月俸參拾圓給與
柴田弘
學務課勤務

市會

七月一日市會開會附議事件左ノ如シ
一、特別稅戶數割賦課徵收期日變更ノ件
二、昭和十四年度特別戶數割賦課額決定ノ件
三、寄附採納ノ件

廳中記事

六月十八日 公會堂ニ於テ德富蘇峰氏ノ時局ニ關スル講演會開催
十九日 公會堂ニ於テ貯蓄週問實施ニ關スル強調協議會開催(記事参照)
廿六日 青年團
廿八日 方面委員例會
廿九日 軍事後援會協議會
三十日 出征軍人遺家族定期慰問
三十日 支那事變二週年記念事業ニ關スル協議會
七月一日 出征軍人遺家族定期慰問
舊平窪乳幼児檢診施行(第四小學校ニ於テ)
公會堂ニ於テ金融相談會

福島縣商業組合平石城郡會結成協議會

七日 公會堂ニ於テ平青年團結成式舉行

全 支那事變二週年記念式舉行(記事参照)

午後七時ヨリ公會堂ニ於テ朝鮮、滿洲、天津、北京、大

同、濟南、青島、上海、南京方面ニ於ケル皇軍慰問産業

其ノ他ヲ視察歸還セラレタル市會議長野崎彌藏氏ノ視察

報告講演アリタリ

事變二週年記念日ニ付傷痍、戰死、病歿並ニ出征軍人遺

家族慰問ヲナシタリ

公會堂ニ於テ臨時國勢調査訓練會アリ縣ヨリ菅野統計課

長臨席ス

七月十二日 午後七時ヨリ公會堂ニ於テ反英市民大會開催(記事参照)

助成會役員會

防空委員會

防空訓練打合會、各區長、家庭防空群長參集ス

慰問袋募集協議

上平窪利安寺ニ於テ澤村墓氏前祭及忠魂祭執行

十五日 商店員一夜講習會開催協議

昭和十四年七月十五日

發行所 平市役所

發行人 青沼鋒太郎

印刷者 川崎文治

福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常磐毎日印刷株式會社

電話 六三〇番